

1. 令和2年7月豪雨による災害に対する金融上の措置について

- 今回の災害に対し、6県（熊本県、鹿児島県、福岡県、長野県、大分県、岐阜県）に災害救助法の適用がなされ、これを受け、各地の財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している各社におかれては、こうした要請も踏まえ、復旧・復興に向けて、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立った、きめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 自然災害にかかる諸課題の検討について

- 2018年、2019年と2年続けて複数の大規模な自然災害が発生しており、日本損害保険協会の発表によれば2019年の自然災害による保険金支払いも1兆円を超え、2年連続で1兆円超の保険金支払いとなった。過去50年の風水災等による支払保険金の額が多かった災害10件のうち半数の5件が、直近2年で発生していることになる。
- かかる状況を踏まえ、2019事務年度においては、2018事務年度に引き続いて、各社の自然災害リスク管理態勢について、モニタリングを行わせていただいたが、再保険料が相当程度上昇する中でも、経営での論議に基づき自社の規模・特性を踏まえた再保険手配の強化・効率化等の対応を行っていることが確認できた。
- 一方で、2年連続での多額の保険金支払いの結果、再保険料は大幅に上昇しており、自然災害の多発化・激甚化が常態となりつつあるなか、将来的には再保険の手配がコスト的に見合わなくなることも懸念される。加えて、各社の異常危険準備金残高も減少傾向にあり、財務面に及ぼす影響は決して小さいものではないと考えられる。各社におかれては、かかる状況を念頭に引き続きERM経営に基づく自然災害リスク管理の一層の強化に向け、経営が主体的に取り組んでいただきたい。
- 保険金支払いの面では、2018年の大規模自然災害における課題認識を踏

まえ、各社とも効率化・迅速化のためペーパーレス化やコールセンターの人員増強等に取り組まれていることを確認させていただいた。一方で、現在のwith コロナの状況においては、いわゆる「3密」の概念に該当すると言われているコールセンターを、どのように運営するかという新たな課題も出てきている。在宅でのコールセンター業務や、SNSを通じネットでの事故報告・受付に誘導するような取組みを行うなど、対策に着手している社もあるが、with コロナの状況においても、迅速かつ適正な保険金支払いが可能となるよう、早急な検討をお願いする。

- これ以外にも、自然災害が多発化・激甚化する現状において、損害保険に期待される社会的な役割を果たしていくためには、適正かつ迅速な保険金支払いに向けた仕組み作り、防災・減災に係る取組みなど、業界横断で取り組む必要のある様々な課題があると承知している。
- 日本損害保険協会におかれては、広域災害時における適正かつ迅速な保険金支払いを促進する観点等から、2019年12月に「自然災害対応検討プロジェクトチーム」を設置し、自然災害に関する各社共通課題での検討を行っておられるところと承知しているが、こうした業界の様々な検討や取組みに、必要に応じて当局も参画して協働を図るべく、同協会と協議を行っているところである。
- 2020事務年度は、こうした官民協働の動きを更に進め、具体的な論議を行うフェーズに入りたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止や顧客保護の観点から、当庁から各種個別の要請を行ったところ、各社におかれては、ご協力のうえ、大きな混乱もなく迅速に対応いただいております、重ねて御礼申し上げます。
- 未知の感染症について、どこまで保障範囲を拡大するかは保険会社の経営判断ではあるが、財務の健全性を維持しつつ、社会情勢も踏まえ契約者に寄り添った保障を提供することは保険会社の使命であり、引き続きご対応いただきたい。

- 「新しい生活様式」への対応が社会全体として求められる中で、また、足元、感染者数が増加しているところであり、保険募集を含めた非対面での顧客手続きや、社内業務における業務運営態勢のあり方についても、更なるご検討をお願いしたい。

4. グループガバナンス・リスク管理の高度化について

- 2020 事務年度は、グループ監督のための監督指針の改正を行い、各保険グループの規模やリスク特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化を促していくことを考えている。中でも、海外展開を行う大手保険グループについては、関係する監督当局間で情報交換を行う等の連携を通じ、海外子会社を含めたグループガバナンスやリスク管理について、どのような実効性のある態勢を構築しているか、ERM を含めた経営管理が機能しているか等を注視していく。
- グループ監督のための新たな監督指針を含めた枠組みについては、各社とよくコミュニケーションをとりながら進めていきたいと考えている。建設的な議論ができるよう、しっかり準備していくので、よろしく願いしたい。

5. 経済価値ベースのソルベンシー規制について

- 「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」については、1 年間に亘る議論の結果を報告書として取りまとめ、6 月 26 日に公表した。その中では、2022 年頃を目途に制度の基本的な内容を暫定的に決定し、2024 年春頃に基準を最終化したのち、2025 年に新たな制度を導入すること前提としたタイムラインも示されているほか、制度の方向性や論点に関する様々な示唆も織り込まれている。
- 新たな制度へと円滑に移行するためには、保険会社・当局をはじめとする関係者がそれぞれに、またときに協力して、着実に準備を進めていくことが不可欠である。関係者の準備に資するよう、当局としても、準備期間における検討状況や方向性を明らかにし、また幅広い関係者と対話を行いながら、

スピード感を持って検討を進めていきたいと考えている。

6. LIBOR 公表停止に係る日本円金利指標におけるロードマップ等について

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を受けて、各国における移行作業に一定の影響が見られるものの、英国の検討委員会および英国当局は 2021 年末という LIBOR 移行期限に変更はないことを表明しており、FSB においても国際的な金融システムを強化する不可欠な作業として確認されていることから、本邦としても、「2021 年末」という時限を引き続き意識して金利指標改革に取り組むことが必要である。
- 日本円金利指標に関する検討委員会においては、7 月 16 日に「LIBOR 公表停止に備えた本邦での移行計画」が取りまとめられたが、各金融機関においては、同計画で示されたスケジュールに則った対応を進めるよう努めていただきたい。また、6 月 1 日に主要な金融機関の経営トップに対して発出した「LIBOR 公表停止に向けた対応状況の確認等を目的とした代表者宛通知」（いわゆる Dear CEO レター）に記載した内容も参考にしつつ、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下で、LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応をより一層進めていただくことが必要である。
- 各金融機関が個別に策定している LIBOR からの移行計画についても、これらを踏まえ、フィージブルな計画となっているか、対応を追加すべき点はないかといった観点から、必要に応じてアップデートを行っていただきたい。
- 当庁としても、それぞれの移行計画に沿って適切に取組みが進められているか、モニタリングを通じて確認していく。特に、本年下半期には、ISDA のフォールバックの検討が最終化し、プロトコルを批准した当事者間で ISDA デリバティブについてフォールバックの手当てが可能となるほか、検討委員会においてスプレッド調整手法の具体化が図られることで、顧客との協議がより円滑に進められるようになるなど、各金融機関において代替金利指標への移行、あるいはフォールバック条項を具備した契約変更の取組みを大きく進捗させることができると期待している。

- こうした取組みの進捗については、年明けにも本年12月末時点のLIBOR利用状況調査を実施させていただく予定である。また、その結果に基づき、取組みの進捗に遅れが見られる場合には、更に詳細な報告を求めることも念頭に置いている。2021年末まで残された時間的猶予は少なく、万が一にも顧客に対する混乱を生じさせることのないよう、経営陣の責任においてしっかりと対応願いたい。

7. 2019 事務年度におけるモニタリング結果等の公表について

- 昨事務年度、総合政策局が実施したモニタリングの結果等について公表したところ。それぞれの金融機関においても、業務の参考にしていただきたい。
- モニタリング結果は、金融機関と当局とのより良い実務に向けた対話の材料とするために取りまとめさせていただいている。各金融機関におかれては、当該モニタリング結果も活用しながら、管理態勢の整備や高度化に向けた創意・工夫を積み重ねていただくとともに、金融庁としても、今後、モニタリングや「対話」において、具体的な活用を図ってまいりたい。

8. 終わりに

- 従前からの人口減少や高齢化の進展、低金利環境の継続、自然災害の多発・激甚化、保険事業を始めとするビジネスの国際化など、保険業界を巡る環境は大きく変化しつつある。こうした中で顧客ニーズに応じていくためには、保険がどのような役割を果たしていくべきか、これまで以上に考えていただく必要がある。
- 多発する自然災害による財務面への影響を踏まえつつ、企業活動を支える重要な社会インフラとして、顧客の置かれた状況にきめ細かく対応する商品設計や、柔軟な発想に基づくリスク管理など、ビジネスモデル全般について見直す必要性が一層高まっているのではないか。この点については今後対話を行っていききたい。

- 当庁としても、今後とも保険業界が持続的に発展していけるよう、直面する課題を一緒に考え解決していきたいと考えており、引き続き各社と一層のコミュニケーションを図っていきたい。

(以 上)